

## 市川市史編さん委員会条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 8 号

## (設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市史の編さんに関する基本方針及び市史の刊行計画について、市長の諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 市史の編さん過程において把握された課題について、市長に意見を述べること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 委員会に、専門の事項の調査研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、調査研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

（意見の聴取等）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、文化国際部において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第10条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

第11条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例

の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

市史編さん委員会委員	〃 9,100円
------------	----------